

発泡スチロール協会 競争法コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 発泡スチロール協会（以下「協会」という。）は、協会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下併せて「競争法」という。）に抵触しないことを前提とし、協会の活動が競争法上の疑義を惹起されることなく、日本の発泡スチロール業界全体の発展に寄与し続けるために活発に行われることを目的とし、本規程を定める。

(禁止行為)

第2条 協会、事務局役職員及び会員は、協会の活動を通して、競争法に抵触する行為（一定の情報交換を含む。）を行ってはならないものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、協会におけるすべての活動に適用される。

(責任者及び担当部署)

第4条 本協会の競争法コンプライアンスに係わる業務は、専務理事が統括するものとし、補助者は事務局役職員とする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

第2章 会合の運営

(会議における話題)

第6条 協会事務局及び会員は、協会における委員会等の会議（以下「会議」という。総会、理事会、執行部会、委員会、ワーキンググループ、その他協会における会員によって構成されるすべての協議機関を含む。以下同じ。）において競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（会員の個社情報をはじめとする現在及び将来の市場価格に関する情報交換等を含む。）を行わないものとする。

2 会議の開催にあたっては、協会事務局は、その目的に照らして競争法上問題となるおそれのあるものでないことを確認するものとし、参加する会員も、参加にあたり、競争法上問題がない会議であることを確認し、参加する。

3 会議を開催する際は、可能な限り、参加する会員に対して招集通知を送付するとともに、当該招集通知に会議の目的及び議題を記載するものとする。

(会議の出席者)

第7条 会議には、競合会社同士のみでの接触を避けるため、1名以上の事務局役職員が出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第8条 議長及び会議に出席する事務局役職員は、会議における議題、配布資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認するものとする。

(競争法上問題となるおそれのある話題に及んだ場合の措置)

第9条 会議の議長は、競争法上問題となる発言をした者に対して、発言の中止を求める措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長は当該会議を終了させ、当該終了事由を議事録により残すものとする。

(事務局役職員の役割)

第10条 会議に出席する事務局役職員は、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断するときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、議長の議事進行を補佐するものとする。

(懇親会等)

第11条 協会が主催する会合のうち、総会・理事会後の懇親会その他、賀詞交歓会等の懇親を目的とする会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として、事務局役職員が出席するものとする。

2 懇親会において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、事務局役職員は、発言者に発言の中止を求め、中止されない場合は、懇親会を終了させるものとする。

3 懇親会に限らず、協会が主催する全ての活動についても、本章各条に準じるものとする。

(議事録の作成及び管理)

第12条 会議に出席した事務局役職員（地区委員会では地区委員長）は、会議において適切な対応を行ったことの記録を残す観点から、議事録を作成する。

2 事務局役員職員のいずれもが会議に出席しなかった場合には、当該会議の議長によって議事録作成者に指名された者が議事録を作成し、事務局の主管部署に提出するものとする。

3 会議の議事録は、事務局における各主管部署が、別に定める「文書保存規程」の定めに基づき保管・管理する。

第3章 統計情報

(統計情報の収集・管理・提供)

第13条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、協会によって指名された事務局役職員又は会員各社とは無関係の第三者機関が行うものとする。

2 統計業務に携わる事務局役職員は、協会が会員から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行うものとする。

(統計情報の内容)

第14条 協会が、会員に対して、競争の重要な手段に係わる統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を惹起することのないよう、以下の情報に限り提供するものとする。

- ① 収集から比較的短時間で提供する速報性の高い情報については、概括的かつ具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供する。
- ② 個社情報を含む情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の情報のみを提供するものとし、現在又は将来の情報は提供しないものとする。
- ③ 前号に拘わらず、会員が一般に公開した情報で誰もが容易に収集できるものについては、協会が情報を収集し、会員各社に提供することができる。

第4章 教育・研修

(事務局役職員に対する研修)

第15条 協会は、以下の点を認識した上、必要に応じて、事務局役職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を実施し、各人の知識向上に努める。

- ① 協会の活動は、競合会社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。
- ② 事務局役職員は、協会の事業活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高く持ち、会員の個別具体的行為について適法性の観点から意見を表すべき立場たることを期待されていること。

(会員への周知徹底)

第16条 協会は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、会員に対し、競争法コンプライアンスに関する研修を実施する。

第5章 罰則等

(罰則)

第17条 事務局役職員が、本規程に違反する行為を行った場合は、本会就業規則に従って懲戒処分とすることができる。

(再発防止)

第18条 本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、協会は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じるものとする。

附則

本規程は、平成29年10月26日より施行する。